

岩手県指令水振第414号

岩手県奥州市水沢宮下町 24 番地

胆江河川漁業協同組合

令和 5 年 7 月 7 日付けで申請のあった内共第 29 号、第 30 号、第 31 号及び第 32 号第五種共同漁業権遊漁規則については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 1 項の規定により認可します。

令和 5 年 9 月 1 日

岩手県知事 達増 拓也



第五種共同漁業権遊漁規則

沿 革 令和 5 年 9 月 / 日

(目 的)

第 1 条 この規則は、この組合が有する内共第 29 号、内共第 30 号、内共第 31 号及び内共第 32 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付の義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合又は組合の委託を受けた指定販売所等（以下「指定販売所等」という。）又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に第 6 条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法によりウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区 域	エ 期 間
あゆ	友釣り、餌釣り、 擬餌釣り（リール 竿を除く）	胆沢川水系、衣川水系 の免許区域	7 月 1 日から 12 月 31 日までの 間の組合が定めて公表する期間
やまめ	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川水系、衣川水系、 広瀬川水系及び人首川水 系の免許区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
さくらます	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川水系、衣川水系、 広瀬川水系及び人首川水 系の免許区域	3 月 1 日から 6 月 30 日まで
いわな	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川水系、衣川水系 の免許区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
うぐい	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川水系、衣川水系、 広瀬川水系及び人首川水 系の免許区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

うなぎ	餌釣り（置き針を除く） 擬餌釣り	胆沢川水系、広瀬川水系 及び人首川水系の免許区域	1月1日から12月31日まで ※産卵に向かう降河時期は、漁獲を 制限することがある
こい	餌釣り 擬餌釣り	衣川水系、広瀬川水系及 び人首川水系の免許区域	1月1日から12月31日まで
かじか	餌釣り 擬餌釣り	胆沢川水系の免許区域	6月1日から9月30日まで
もくずがに	手（餌）釣り	広瀬川、人首川水系の免 許区域	7月1日から12月31日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

（禁止区域）

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
奥州市胆沢若柳地内、県営胆沢第2発電所えん堤上流端の上流愛宕橋から同えん堤下流端の下流100mまでの間の区域。	1月1日から12月31日まで
奥州市胆沢若柳地内、茂井羅頭首工えん堤上流端の上流40mの地点から、同えん堤下流端の下流60mの地点までの間の区域。	1月1日から12月31日まで
奥州市胆沢若柳地内、胆沢ダム堤体下流端から下流1,000mまでの間の区域。	1月1日から12月31日まで

（全長の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
やまめ（ひかり含む）	13cm
いわな	13cm
うぐい	10cm
うなぎ	30cm

水産動物	全 長
こい	15cm
かじか	5cm
もくずがに	5cm（甲幅）

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者及び75歳以上の高齢者のときは2分の1に相当する額とする。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊 漁 料	
			日 券	年 券
全 魚 種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り(リール竿を除く)	1,200 円	8,400 円
	やまめ、さくらます いわな、うぐい こい、かじか	餌釣り 擬餌釣り		
	うなぎ	餌釣り(置き針を除く) 擬餌釣り		
	もくずがに	手(餌)釣り		
雑 魚	やまめ、さくらます いわな、うぐい こい、かじか	餌釣り 擬餌釣り	800 円	6,000 円
	うなぎ	餌釣り(置き針を除く) 擬餌釣り		
	もくずがに	手(餌)釣り		

2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は中学生、肢体不自由者及び75歳以上の高齢者を除き日券額と同額を加算した額とする。

3 第1項の中学生及び肢体不自由者及び75歳以上の高齢者にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(特設釣場及びつかみどり漁場)

第7条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設するやまめ及びいわな特設釣場並びにやまめ及びいわなつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用し遊漁しようとする者は、第2条、第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しな

ければならない。

区分	水産動物	漁具・漁法	個人遊漁料	団体遊漁料
全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り（リール竿を除く）	24,000 円	21,600 円
	やまめ、さくらます いwana、うぐい こい、かじか	餌釣り 擬餌釣り		
	うなぎ	餌釣り（置き針を除く） 擬餌釣り		
雑魚種 （あゆ以外 の魚種）	やまめ、さくらます いwana、うぐい こい、かじか	餌釣り 擬餌釣り	17,000 円	15,200 円
	うなぎ	餌釣り（置き針を除く） 擬餌釣り		

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

岩手県盛岡市内丸 16 番 1 号 岩手県水産会館 5 階

岩手県内水面漁業協同組合連合会

3 第 1 項の共通遊漁承認証の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を携帯するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。

5 第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第 6 条第 2 項に規定する遊漁料を徴収する。

（遊漁に際して守るべき事項）

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

様式第1号 遊漁承認証

表	
No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住 所
	氏名 歳
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
胆江河川漁業協同組合 印	

裏
○ 注 意 事 項
1.
2.
○ 当組合が行っている増殖事業
1. アユ、ヤマメ、イワナ等の 稚魚、成魚の放流
○ 当組合が行っている漁場管理
● 胆沢川及びその水系
● 広瀬川及びその水系
● 人首川及びその水系
● 衣川及びその水系

○注意事項

- ・法令、規則、監視員の指示を遵守すること。
- ・漁業者としてのマナーを遵守すること。
- ・承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならないこと。
- ・遊漁期間、アユは7月3日～12月31日まで
ヤマメ・イワナは3月1日～9月30日まで

様式第2号 県内共通遊漁承認証

NO. 年 県内共通遊漁承認証

遊 漁 者	
写真	団体名
	住 所
	氏 名
	年 齢
	1有効期限 自. 年 月 日 至. 年 月 日
	2魚 種
	3遊 漁 料 円
	4交 付 日 年 月 日
岩手県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ 電話	

注 制限及び条件として次の事項を明示すること。

1. 入漁できる漁業権漁場
2. 各々の漁業権漁場で定める遊漁規則遵守に関すること
3. この承認証では特別漁場、特設釣場及びつかみどり漁場での遊漁ができないこと

ただし、別途これら制限及び条件を記載した書面を交付し、これに従わなければならない旨を記載することをもって代えることができる。

様式第3号 漁場監視員証

表	裏
No.	
漁場監視員証	注 意 事 項
写真	1.
氏名 歳	2.
住所	3.
上記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	4.
有効期限 年 月 日	
発 行 者	
胆江河川漁業協同組合 印	